

## 施策の紹介

# 政策評価制度の導入

すでに三重県をはじめとするいくつかの地方自治体では、より効率的に施策や事業などを展開していくために、事務事業の評価制度を導入しています。中央省庁でも、省庁再編に合わせて、この一月から政策評価制度が導入されます。

政策評価制度は、政策の効果について、事前、事後に、厳正かつ客観的な評価を行い、それを政策立案に反映させる仕組みであり、中央省庁の再編に合わせて本年一月から全政府的に導入・実施されるものです。

省庁再編がいわばハードの改革であるのに対し、この政策評価制

度の導入・実施は、行政運営の在り方を変えるソフトの改革であるということができません。

### 政策評価の

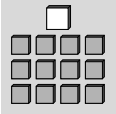
### 基本的な枠組みの設定

政策評価は、総務省が各府省に提示する「政策評価に関する標準

的ガイドライン」に沿って、各府省がそれぞれの所掌する政策の性質などに応じて政策評価に関する実施要領を策定し、これに基づいて実施することになっています。このガイドラインは、政策評価を実施するに当たつての基本的な指針となるものであり、政策評価の導入の目的や概念、評価の観点、対

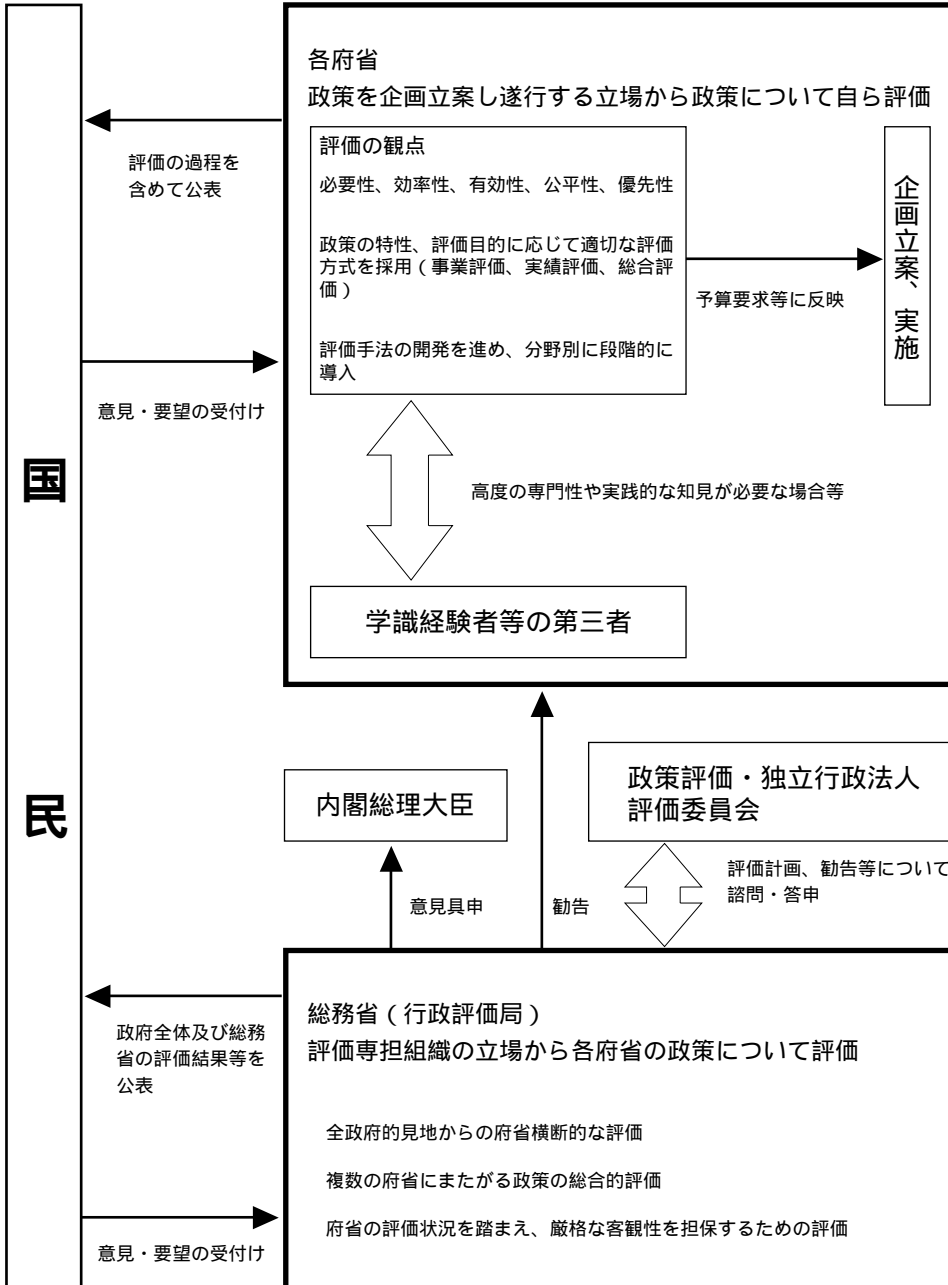
象、手法、方式のほか、評価結果の政策への反映、評価結果等の公表などの政策評価制度に関する基本的な枠組みを示すものになっています「資料参照」。

また、行政機関自らが行う政策評価の客観性を確保するための措置や仕組みを設けるよう各府省及び総務省に求めています。



## 標準的ガイドラインにおける政策評価の枠組み

目的： 行政の説明責任の徹底 効率的で質の高い行政の実現  
成果重視の行政への転換



## 政策評価の目的等

政策評価制度は、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づき実施を的確に行うことに資する情報を提供するもの」です。

その導入・実施の目的は、次の三つです。

国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること

国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること

国民的視点に立つた成果重視の行政への転換を図ること

## 評価の実施主体

前記の三つの目的を達成するためには、政策評価の客観性と信頼

性が確保される必要があります。このため、政策評価制度においては、次のような仕組みを設けています。

政策評価は、まず各府省が政策を企画立案する立場からその政策について自ら実施します。評価を行うに当たって高度の専門性や実践的な知見が必要な場合等にあつては、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用します。

その上で総務省が評価専担組織の立場から各府省の政策について統一的又は総合的な評価を実施するとともに、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施します。

さらに、総務省には、総務省の政策評価の中立性及び公正性を確保するため、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」を設置し、総務大臣の諮問に応じ、総務省が行う政策評価の計画、実施状

況、主要な勧告等を調査審議するとともに、これに関し、総務大臣に意見を述べることにしています。

## 評価の観点、一般基準等

政策評価は、当該政策の目的や目標に照らして行うものです。

各府省及び総務省は、次のような観点及び一般基準を基本としつつ、評価の目的、評価対象の性質等に応じて適切な観点を選択し、総合的に評価することになっています。

【必要性】…目的の妥当性や行政が担う必然性があるかなど

【効率性】…投入された資源量に見合った結果が得られるかなど

【有効性】…期待される結果が得られるかなど

【公平性】…政策の効果の受益や費用の負担が公平に配分されるかなど

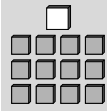
【優先性】…前記の観点からの評価を踏まえ、他の政策よりも優先的に実施すべきかなど

## 評価の方式

政策評価制度は、我が国政府において新たに導入される仕組みであり、全政府的に導入していくものであるため、ある程度標準的な枠組みの中で実施されていく必要があります。

このため、各府省は、以下の標準的な三つの評価の方式を踏まえて、所掌する政策の特性や各々の分野における政策評価に対する要請などに応じて、適切な評価の方式を採用し、評価を実施していきます。

また、これらの評価の実施に当たっては、各府省とも経験のない仕組みを運営していくことから、それぞれ試行を含め段階的・計画的に進めることができることにしています。



【事業評価】…事務事業を中心に事前の時点で評価を行い、途中や事後の時点で検証

【実績評価】…行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定し、その達成度を評価

【総合評価】…特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価

## 評価結果の 政策への反映

政策評価の目的は、前述のとおり、国民本位の効率的で質の高い行政を実現するとともに、国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることにあります。このためには、政策評価の結果が政策に適切に反映されていく必要があります。次のような仕組みを設けています。

各府省は、評価結果が企画立案

作業に適時的確に反映される仕組みを構築する。

総務省は、統一的・総合的な評価又は客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施した場合には、その評価結果を関係する府省に通知し、必要があると認められる場合には勧告するなどにより総務省が実施する政策評価の結果が各府省の政策に適時的確に反映されるようにする。

さらに、予算への反映について、各府省は、評価結果を予算要求の段階等で適切に反映するように努めることにし、また、財政当局は、予算編成の過程において政策評価の結果の適切な活用を図るよう努める。

## 評価結果等の公表

政策評価の目的の一つは、国民に対する行政の説明責任を徹底することです。

このため、各府省及び総務省は、評価の結論だけでなく、評価の際に使用した仮定等の前提条件、評価手法・指標、データ、学識経験者の意見など、評価の過程を含めて可能な限り具体的に公表することとします。

また、インターネットのホームページへの掲載などにより、国民にとって容易に入手できる方法で、かつ、速やかに分かりやすい形で公表を行います。

## 今後の取組

以上のほか、各府省及び総務省は、政策評価制度を円滑に運営し、かつ効果的・効率的に実施していくため、次のような取組を進めていくことにしています。

各府省の政策評価担当組織の長などにより構成される「政策評価各府省連絡会議」を開催し、協力・連携を図りながら、政策評価手法の調査研究などを推進

する。

政策評価を担当する人材を養成・確保するため、評価の分野における官民交流、政策評価担当職員の人事交流、任期付職員制度を活用した民間専門家の採用、有能な人材を養成する仕組み等の方策を推進する。

評価に関する情報の所在情報を国民が一元的、かつ、容易に検索できるクリアリング・ハウス機能を充実する。

政策評価の実施状況、評価手法の研究開発の動向などを踏まえ、必要に応じ標準的ガイドラインや実施要領を見直し、改定する。

また、政策評価制度の法制化について、「政策評価制度の法制化に関する研究会」における検討を踏まえながら、できる限り早期に成案を得て、所要の法律案を次期通常国会に提出することとします。

(総務省)